

「平成29年度奈良県食品衛生監視指導計画(案)」に対する意見募集結果について

1 意見募集の概要

(1)募集期間 平成29年1月16日(月)～平成29年2月14日(火)

(2)公表資料の閲覧方法

- ・奈良県消費・生活安全課ホームページに掲載
- ・県政情報センター、県民お役立ち情報コーナー(県内4ヶ所)、県保健所に閲覧用冊子を配置

(3)意見等の提出方法 郵送、FAX、メールフォーム

2 意見の提出状況

意見提出者及び総意見提出件数

- ・意見提出者 2名
- ・総意見提出件数 9件

3 意見に対する県の考え方

| 項目 | 提出された意見 | 県の考え方 |
|---|---|--|
| 第2 監視指導の実施に関する事項 1 重点的に監視指導を実施すべき項目 (1) 食中毒発生防止対策に関する事項 計画案:4ページ | <p>様々な対策がとられているにも関わらず、10月から1月にかけて県内の飲食店でのカンピロバクターによる食中毒やノロウイルスによる食中毒、高齢者配食サービスでの黄色ブドウ球菌による食中毒、スーパーでのアニサキスによる食中毒が発生しています。また、他府県でも学校給食センターが調理した給食が原因の集団食中毒が発生しました。飲食店や食品事業者に加え、学校給食施設、配食サービス等への冬の食中毒対策の啓発について、一層強化されるよう要望いたします。ただし、いわゆる「こども食堂」など飲食を営利目的ではなく提供している団体・個人へは、規制の視点ではなく、適切な指導と支援策をもとめます。「クドア・セブテンpunkタータ」については、用語集への追加記載をお願いします。</p> <p>(理由)</p> <p>食中毒は、夏場はもとより一年中、家庭、飲食店従業員や給食センターや配食サービスなどの従事者、教育現場での対策が重要です。食中毒の回避方法や、ノロウイルスによる食中毒が発生した場合の対処方法など、情報の提供や啓発を、強化していただくよう要望いたします。</p> <p>「クドア・セブテンpunkタータ」については、県民には耳慣れない名称であるため用語集への説明文をお願いします。</p> | <p>ウイルス性食中毒、細菌性食中毒、アニサキス等の寄生虫による食中毒は当計画においても、重点的に監視指導を実施すべき項目に挙げており、引き続き、学校給食施設を含め、食品等事業者への監視指導及び啓発・情報提供を行ってまいります。</p> <p>ご指摘のとおり、クドア・セブテンpunkタータについては、用語集へ追加記載をいたします。</p> |

| 項目 | 提出された意見 | 県の考え方 |
|---|---|--|
| <p>第2 監視指導の実施に関する事項</p> <p>1 重点的に監視指導を実施すべき項目</p> <p>(1) 食中毒発生防止対策に関する事項</p> <p>計画案: 4ページ</p> | <p>野生鳥獣肉(ジビエ)対策についての県としての取り組みを強化してください。</p> <p>(理由)</p> <p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が平成26年に改正され、狩猟後の個体を地域資源として活用していく取組みとしてジビエ料理が注目されています。奈良県では、それ以前の平成21年から、「野生鳥獣肉(シカ・イノシシに限定)に係る衛生管理ガイドライン」が策定されていますが、野生鳥獣肉はE型肝炎ウイルスや寄生虫などに汚染されている可能性が高いことから、営業者への衛生管理指導及び消費者への注意喚起が重要な予防策となります。施設の状況把握に努めるとともに衛生管理の指導を実施することや、消費者に対しては野生鳥獣肉を生で喫食することの危険性について広報媒体や出前講座などにより、注意喚起してください。</p> | <p>野生鳥獣肉(ジビエ)による食中毒予防のため、引き続き、営業者に対して衛生指導を行うとともに、消費者に対しても啓発を行っていきます。</p> |
| <p>第2 監視指導の実施に関する事項</p> <p>1 重点的に監視指導を実施すべき項目</p> <p>(2) 適正な食品表示の監視指導</p> <p>計画案: 4ページ</p> | <p>食品表示法が施行され、食品表示法に適合するための移行支援として「表示相談等」を行い、事業者からの相談に対応されているとお聞きしました。さらに適正な食品表示が実施されるように、関係機関の連携体制の確保および消費者や食品事業者への情報提供を引き続き要望いたします。</p> <p>(理由)</p> <p>消費者にとって「わかりやすく適正に利用できること」が食品表示の使命だと思います。引き続き、消費者や食品事業者などの関係者に、理解が進むように情報提供などを進めてください。</p> | <p>本県では、すでに食品表示法に関しては当課で一元化しており、円滑に監視・指導や情報提供が行えるものと考えていますが、必要に応じて関係部局との連携にも努めます。</p> <p>また、食品表示の情報提供については、相手に応じたできるだけ分かりやすいものとなるよう努めます。</p> |
| <p>第2 監視指導の実施に関する事項</p> <p>1 重点的に監視指導を実施すべき項目</p> <p>(3) 適正な食品表示の監視指導</p> <p>計画案: 4ページ</p> | <p>食物アレルギー物質の注意喚起表示について</p> <p>食物アレルギーの表示ミスによる事故が特に増えているわけではないようですが、加工食品の増加(新規の加工原料も)、食品取扱への新規参入への対応含め、アレルギーの症例やアレルギー混入事例、取扱い時の注意喚起など継続した啓発の場が必要かと考えます。ふだんの指導の中でもされているので、後段に示されている事業所への立ち入り時の啓発として含まれるのかもしれませんが、別途啓発機会を定期的な衛生指導啓発を開催し盛り込むなどもされていらっしゃるでしょうか。また、こうした啓発機会は、立ち入り計画だけでなく、年間の啓発計画を別途まとめて記載していただければ、食品取扱の従事者も参加する計画をたてやすいかと思いました。</p> <p>(理由)</p> <p>消費者庁HP 平成27年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書</p> <p>http://www.caa.go.jp/foods/pdf/food_index_8_161222_0003.pdf</p> | <p>食物アレルギー対策の必要性については認識しており、監視指導の際に、食物アレルギー対応食品を製造している食品事業者に対して、最重要事項として、徹底した製造管理や自主検査の実施に努めるよう指導を行うとともに、必要に応じて自主検査結果を確認しております。</p> <p>また、食品衛生に関する動向や県民の皆様のニーズを勘案し、適時適切な情報発信に努めます。</p> |

| 項目 | 提出された意見 | 県の考え方 |
|--|---|---|
| <p>第3 食中毒等健康被害発生時の対応に関する事項</p> <p>(1) 食中毒発生時の対応</p> <p>計画案: 7ページ</p> | <p>「食中毒予防の観点から、食品等事業者及び住民に対し食中毒発生状況等についての情報提供を図り、食中毒等健康被害の拡大防止のために必要な情報について速やかに公表します」とのことで、外国人観光客への情報提供のあり方は現在どのようになっているのでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <p>近年、奈良への外国人観光客が増加しています。日本の食事を楽しみに来られている外国人観光客も多いと聞きます(平成26年度奈良市観光入込客数調査報告書 奈良市観光経済部 観光戦略課より)。言葉の壁もあることから、外国人観光客への注意喚起などの情報提供のあり方の工夫をした方がいいと思います。観光都市を目指すのであればそのような視点も必要と思います。</p> | <p>現在は、県ホームページ等において、外国語による情報提供には対応できておりません。提出いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、奈良市については、中核市であるため別途食品衛生監視指導計画を定めておりますので、提出いただいたご意見について情報提供いたします。</p> |
| <p>第4 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項</p> <p>(4) 奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(通称:ならハサップ)の推進</p> <p>計画案: 8ページ</p> | <p>「ならハサップ」を導入する事業者が県内で増えることは食の安全を確保するためにも、今後の国のHACCPの義務化対応のためにも重要だと思えます。今後の計画や取得事業者数の目標はどのようになっているのでしょうか。</p> <p>(理由)</p> <p>奈良県版の認証制度ができて、5つの事業者が取得されたとのことであり、県のHACCPなどの進捗の公表をしていただき、わかるようになりました。国のHACCPの義務化の動きの中で、国の制度の中で奈良県版HACCP自主衛生管理認証制度の位置づけを確認し、計画的に推進していく必要があります。</p> | <p>奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(通称:ならハサップ)につきましては、平成28年12月に、初めて認証(5施設)を行いました。認証の状況については、随時ホームページ等で情報提供いたします。認証の取得を希望するか否かは、事業者の判断によるのですが、より多くの事業者に認証の取得に取り組んでいただけるよう、引き続き啓発に努めます。</p> |
| <p>第5 情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項</p> <p>2 県民との意見交換(リスクコミュニケーション)</p> <p>計画案: 9ページ</p> | <p>地域づくりが全国的な課題となっていて、各地でサロンやさまざまな住民同士の集まりが活発化してきています。そうした場ではやはり飲食があつてこそなごみもするしつながりもできるので、それらを取り扱うことは欠かせません。食品衛生やアレルギーのこと、食品事故のこと(誤嚥なども含め)を住民が知っておくことで、安心してそうした場をもつこともできます。意見交換含め、福祉行政や協働推進行政など関連するところと連携した学習の機会は定期的に各地で行われることを期待します。されていらっしゃる場所もあるかと思いますが、その計画なども県民に情報提供くださると、民間で活動するものも助かります。</p> | <p>地域の生活支援を担当する部門や機関との連携のために、食品衛生に関する動向や県民の皆様のニーズを勘案し、適時適切な情報発信に努めます。</p> |
| <p>別表1 平成29年度年間標準監視指導回数</p> <p>別表2 食品等検査実施計画</p> <p>計画案: 11~13ページ</p> | <p>平成29年度の年間監視指導回数、食品等検査実施計画が掲載されていますが、前年度と比較できるようにしてください。また、前年度からの変更点や重点課題などをわかりやすく掲げていただくように要望いたします。</p> <p>(理由)</p> <p>今年度計画が示されていますが、前年度は実施した回数が多かったのかそれとも少なかったのか、適正だったのかの評価や、次年度は何を重点に置くのかなどがわかりません。予算にも絡むことでもあるので、回数が増減した根拠や、重点課題なども掲載されると県民にとってわかりやすくなると思います。</p> | <p>食品衛生監視指導計画は年度計画として毎年度定めており、その実施結果については、監視指導結果として公表しております。提出いただいた意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> |

| 項 目 | 提出された意見 | 県の考え方 |
|--|---|---|
| 別表2 食品等検査実施計画 ◎食品衛生検査所で実施する収去検査、と畜検査及び食鳥検査 計画案:13ページ | 県内でイノシシやシカの被害も増え、県でもその活用をするため処理施設をつくられています。 県内の販売加工もすすんでいますし、この表には、イノシシやシカは対象品目に入っていないのですが、対象にはなりませんか？また、そういった指導などはどうされていますか | と畜場法において、食品衛生検査所のと畜検査を経て、とさつ・解体できる獣畜は、「牛、馬、豚、めん羊、山羊」に限られておりますので、イノシシやシカはと畜場では、とさつ・解体できません。イノシシやシカの処理施設は食品衛生法による営業許可が必要であり、これに基づき保健所が監視指導を行っており、加えて、衛生的な処理方法、病変など異常所見等については、食品衛生検査所が相談に応じられるように体制を整えております。 |

4 結果公表

公表期間 平成29年 月 日()～平成29年 月 日()

5 問い合わせ先

奈良県くらし創造部消費・生活安全課食品安全推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30 電話：0742-27-8681 FAX：0742-22-0300